

# シンポジウム「刑事裁判への市民参加 日韓比較法」 についてのコメント

今井輝幸\*

## 1 はじめに

2009年5月の裁判員法施行に先立ち、お隣の国韓国で、2008年1月から、市民の刑事裁判参加の制度——国民参与裁判制度——が施行されたことは我が国においても周知の事実である<sup>1)</sup>。その後、我が国の裁判員制度、韓国の国民参与裁判制度は、それぞれ実績を積み重ねてきているが、前者は裁判員法附則9条の定める3年間の経過、後者は5年間の試行期間終了を迎える同じ2012年に制度の見直しが予定されている。このような日韓の市民の刑事裁判参加に関する制度について比較検討を行っていくことは、両国の法発展のために有益なことであって、従来から、両国において、このテーマに関する国際シンポジウムが多数開催されてきた。そして、事例の集積を踏まえて、実施状況も含め、両制度を掘り下げて比較検討するシンポジウムが近時開催されるに至っている。その代表的なものが、本シンポジウムであり、同時期に開催された早稲田大学比較法研究所「国民の司法参加に関する日韓シンポジウム<sup>2)</sup>」である。両シンポジウムにおいて行われた報告や質疑応答は、このテーマに関する学術研究の本格化を感じさせるものであった。私は、個人的関心から国民参与裁判制度を研究している日本の刑事裁判官であるが、その立場から、本シンポジウムにおける各報告について若干のコメントをさせていただきたい。

---

編集部注\* 奈良地方裁判所判事

- 1) 趙炳宣(山名京子=金玲訳)「韓国の国民参与裁判制度の1年半の状況とその評価」関西大学法学論集59巻5号(2010)90頁、李東熹「韓国・国民参与裁判の現状と課題(上)、(下)」季刊刑事弁護67号(2011)182頁、68号(2011)197頁、拙著『韓国の国民参与裁判制度——裁判員裁判に与える示唆——』(成文堂、2010)。
- 2) 本シンポジウムの前々日である2011年12月3日に開催された。国民の司法参加に関する日韓シンポジウムについては、井田良「特集の趣旨」、井上正仁「国民の司法参加の意義・現状・課題——日韓意見交換の第一歩として——(1)」、河泰勳「市民が見た国民参与裁判」、稗田雅洋「裁判員が参加する裁判の実情と課題——日本の刑事裁判がどう変わったか——」、金炯料「参与裁判制度の現況と課題」、川上拓一「国民の参加した裁判手続における検察官・弁護人の課題」、李東熹「国民参与裁判における検察官・弁護人の在り方と課題」、椎橋隆幸「刑事裁判に参加する国民に関する諸問題」、申東雲「韓国における国民参与裁判の新たな展開」、田口守一「日本と韓国における国民の司法参加制度」、趙炳宣「国民の司法参加に関する日韓シンポジウム——『選択型・勧告型の韓国型陪審制』の象徴性」、拙稿「国民の司法参加に関する日韓シンポジウムを傍聴して」からなる『特集 裁判員裁判と国民参与裁判』刑事法ジャーナル32号(2012)3頁以下参照。

## 2 河泰勳報告について

河泰勳教授は、司法の監視を目的とする市民団体の長を務めてきた経験に基づき、司法改革委員会に対する意見書提出、大法院等に対する要望を含むこれまでの同団体の活動実績を紹介しつつ、現行の国民参与裁判制度及びその運用につき改善を要する事項を4点挙げる。その中で最も重要なものは、公判審理及び評決に要する時間、日数に対する問題意識であろう。国民参与裁判では、陪審員の職務従事期間が、多くの事件で1日間、これまで最長のソマリア海賊裁判で5日間である。河教授は、これを、「追い回されるように終わらせる」公判手続、評議であったと評する。職務従事期間を原則1日間と短くしている理由は、もしこれを長くすると陪審員候補者の出頭率が下がるとの懸念が根強いからであるが、職務従事期間短縮を優先するあまり、刑事裁判の最も重要な目的である被告人の人権保障を疎かにするようなことがあってはならない。審理及び評議の時間を適切に確保する必要があるが、そのためには公判準備手続における主張、証拠の十分な整理、審理計画の適切な策定が望まれる。また、被告人の選択権、裁判所の排除決定等の制度を備える国民参与裁判においては、事件の適切な選別という視点も有用であろう。前者に関して、我が国の公判前整理手続において行われている緻密な審理計画策定や二次証拠の活用が、韓国にとって参考になると思われる<sup>3)</sup>。

また、関連問題として、証拠調べの直接主義的運用について触れておきたい。裁判員裁判においては、個別の事件において目撃者等の供述調書が同意された場合であっても、犯情に関して評価が分かれうる事件であるなど、必要と考えられるときには、裁判所が当事者に証人請求を打診するといった運用が見られるところである。目撃者や被害者の供述調書が同意され、法廷において朗読された場合に、裁判員経験者から、直接法廷で供述を聞いたり、質問をしたりしてみたかったという感想が述べられることがしばしばある。裁判員は、供述調書の朗読よりも証人尋問によって、事案を理解し、心証を形成しているように感じられ、かかる直接主義的運用が望ましい場合は少なくない。韓国でも、2008年施行の刑事訴訟法改正において、後述するように公判中心主義を重視する規定を整備し、調書よりも証言を重視するという方針を明確に打ち出していた。しかし、陪審員の職務従事期間を短くするために、相手方当事者が供述調書に同意意見を述べた場合、証人尋問を実施する例は、韓国ではほぼない。韓国においても、陪審員経験者が、証人尋問の実施が望ましかったとの感想を持つことはあり得ることであり、裁判員裁判の直接主義的運用が参考になる可能性がある。

## 3 李東熹報告について

李東熹教授は、国民参与裁判における検察官、弁護人の課題を中心に詳細な報告を行った。同報告において注目されるのは、映像録画物の実質証拠化を巡る議論である。2008年施行の韓国刑

---

3) 前掲(1)拙著86頁。

事訴訟法改正により、口頭弁論主義（同法275条の3）及び集中審理の原則（同法267条の2）が規定され、公判中心主義的な審理を重視する立法者の意思が明確にされた。そして、韓国においては、同改正以前から、警察・検察段階において、取調過程の映像録画が試行されてきていたが、映像録画制度が新設されてその内容も明確になった。映像録画物の使用についていえば、検察官取調べの際の映像録画物は、①供述調書の実質的成立真正の立証のため（同法312条2項）及び②記憶喚起のため（同法318条の2第2項）にする場合に限られ、実質証拠（本証）としての使用は許されない<sup>4)</sup>。李報告は、前記刑事訴訟法改正案の審議過程において、映像録画物の実質証拠としての使用の可否につき、学界においてはもちろん、裁判所、検察庁、弁護士会も意見を表明して議論が尽くされ、仮に、映像録画物が法廷で再生されることになると、陪審員に有罪との強い心証を与えるおそれが高く、かつ、その場合、捜査段階供述が有罪の核心的な証拠になり、いわば捜査中心主義に陥るとの理由から、これが否定されるに至ったことを明らかにする。そして、代わりに、取調官証言制度（同法316条）が導入されたことは、韓国刑事訴訟法が、捜査段階の供述調書や映像録画物ではなく、公判供述を重視する態度を表明したものであるとする。取調官証言制度は、捜査段階において被疑者、参考人から取得した供述を、取調官が証人として出廷することにより、伝聞供述として顕出する制度である。被疑者の捜査段階の自白は、供述調書や映像録画物の形ではなく、取調官の公判供述として取り調べるのが韓国の公判中心主義に適合するというのが改正刑事訴訟法の趣旨と解される。

このような経緯に照らすと、法務部が、改めて2011年に、映像録画物の実質証拠としての使用を認める刑事訴訟法改正案を提出したことは<sup>5)</sup>、前記刑事訴訟法改正過程において議論が尽くされ、韓国における公判中心主義の定義が明確になってきた前記経緯に反するものといえよう。韓国において、公判中心主義という漢字に該当する漢字由来語의 공판중심주의という理念が存在するところ、その公式的な英訳が principle of open court priority であることに加え、前記刑事訴訟法改正に係る経緯が、その意味内容を理解する上で一助となる<sup>6)</sup>。他方、我が国の公判中心主義も刑事公判における理念であるところ、『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』（有斐閣、2008）369頁によれば、審理の重点を形式的にも実質的にも公判に置くべきだとする考え方であり、生き生きとした審理を目指す現行刑事訴訟法制定以来の理想であるが、捜査段階で作成された書面が多用される運用により、公判中心主義は目減りの感を免れないと解説されている。このように、日韓で用いられている公判中心主義の定義はまったく同一とは言い切れないものの、基本的には共通する理念であるから、映像録画物の実質証拠化に関する韓国における議論内容は、我が国において

---

4) 法院行政処『新しい刑事裁判の理解』（2007）119頁、申東雲『新刑事訴訟法 第3版』（法文社、2011）1066頁、関永盛「韓国における取調べ映像録画制度」法律時報83巻4号（2011）124頁、李東熹「韓国における被疑者取調べ可視化の現状と課題」井上正仁＝酒巻匡編『三井誠先生古稀祝賀論文集』（有斐閣、2012）834頁。  
5) 椎橋隆幸＝氏家仁「韓国における新たな刑事法制度導入の動向」刑事法ジャーナル28号（2011）68頁。同刑事訴訟法改正案は、韓国国会で2012年に廃案となった。  
6) 松尾浩也「裁判員裁判1年を振り返って」刑事法ジャーナル24号（2010）4頁、同「刑事裁判と国民参加日本における150年」判タ1373号（2012）78頁。

録音録画物の実質証拠としての使用の可否を論じる際に、ある程度参考になるとと思われる。録音録画物の機械的正確性を踏まえても、審理の重点を形式的にも実質的にも公判に置き、生き生きとした（直接主義的）審理を目指す理念という我が国における公判中心主義の意味内容に立ち返って考えると、捜査段階において録取された録音録画物をそのまま実質証拠として使用することは、責任能力の判断のための場合を含め、相当ではないのではないかと考えられる。

#### 4 趙炳宣報告について

趙炳宣報告は、国民参与裁判制度の方向性を説明する重要なもので、本シンポジウムのまとめの報告にふさわしい内容である。端的に言えば「司法の民主化の象徴」ということであって、具体的には、国民参与裁判制度は、現行法より一層明確な選択型・勧告型に向かうということである。趙教授は、国民参与裁判制度は、裁判員制度と異なり、刑事裁判を含む従前の司法制度に対する否定的評価を出発点としていることを前提に、被告人の選択・撤回、裁判所による排除決定により、国民参与裁判を実施するのに適切な事件を選別した上で、司法の民主化を象徴する制度になっていくことが現実的に期待されているとする。独裁政権による刑事司法の濫用を、それほど古くない時代まで経験してきた韓国社会では、刑事司法の濫用ないし人権侵害に対する国民の感覚が極めて鋭敏であるという事情があり<sup>7)</sup>、刑事司法に対する信頼が従来から高かった我が国とは状況が異なる。そして、そのうち選択型についていえば、広範な対象事件を前提に<sup>8)</sup>、被告人の選択権を保障する制度が基本的に維持されると予測できる。その上で、現行法の原則裁判官裁判（参与法8条3項）を維持するか、全部又は一部の対象事件につき原則国民参与裁判（被告人による辞退等を認めるというもの）に改めるか、そのいずれかになると考えられる。そして、裁判所による選択というべき排除決定については、制度自体は維持される方向であり異論のない状況にある。次に、勧告型についていえば、韓国憲法27条1項が、国民に法官による裁判を受ける権利を保障していることとの関係から、評決に法的拘束力を認める制度に改められる見込みは低いものと予想できる。もっとも、国民参与裁判制度を導入した趣旨に照らすと、裁判体は、陪審員団の有・無罪の評決——とりわけ全員一致の無罪評決——を特別な事情のない限り尊重する必要があるであろうし<sup>9)</sup>、陪審員団の量刑意見についても十分に尊重することが望ましいであろう。有・無罪の評決に関する統計として別表1があり、574件のうち評決と判決が一致しなかったものが54件で、評決、判決の一致率は90.6パーセントである。不一致分の内訳は、（一部）有罪評決→無罪判決となったものが4件、（一部）無罪評決→有罪判決となったものが50件であった。次

---

7) 趙炳宣「韓国での社会変化にともなう刑事立法の『予防指向性』の動向とその展望」北大法学論集62巻6号(2012) 237頁。

8) ①参与規則の改正（2009年7月1日施行）による対象事件の拡大については、前掲（1）拙著70頁参照。また、②2012年の参与法改正（同年7月1日施行）により、裁定合議事件を含むすべての合議事件が国民参与裁判の対象事件とされた。

9) 大法院2010年3月25日第一部判決『判例公報2010（上）』844頁。

別表1 陪審員の評決（有・無罪）分布（2008～2011年）

罪名	人員数	有罪			無罪			有罪+無罪 (全員一致・多数決の区分なし)			
		小計	全員一致	多数決	小計	全員一致	多数決	小計	競合犯の一部無罪	主位的無罪・予備的有罪	縮小認定
殺人等	192	162	143	19	9	6	3	21	6	2	13
強盗等	158	94	80	14	11	11		53	28	5	20
傷害致死等	46	33	31	2	7	5	2	6	2		4
性犯罪等	91	53	34	19	20	11	9	18	9	1	8
その他	87	77	71	6	4	3	1	6	3		3
合計 (%)	574	419 73.0%	359	60	51 8.9%	36	15	104 18.1%	48	8	48

\*被告人の人員数である。

別表2 陪審員量刑意見（多数）と判決の量刑の比較（2008～2011年）

	量刑意見、判決の差が1年以内	量刑意見、判決の差が1年超	合計
件数	450	36	486
比率	92.6%	7.4%	100.0%

\*被告人の人員数である。

に、量刑意見についての統計は別表2であり、一致率は92.6パーセントに達している。

私は、国民参与裁判実施事件の割合が、全対象事件の2.6パーセント(2008年から2011年までの4年間)であることを少なすぎると考えてきたが、趙教授が指摘するように、国民からの不信が強かった韓国司法制度の民主化の観点から、低い実施割合にかかわらず、一定数の事件を国民参与裁判により実施することで、司法の民主化の象徴とすることが志向されていると理解し、制度を肯定的に評価する考え方は十分に成り立つと思われる。そして、次元が異なる話であるが、我が国においても、裁判員制度の定着ないし法曹三者の裁判員裁判への関与経験が、裁判員裁判の対象でない法定合議事件や、裁定合議・単独事件の整理手続、公判審理や判決書の在り方に小さない影響を及ぼしていることは、日々実感される場所である。程度の大小は別として、韓国においても、国民参与裁判制度が民主化の象徴たるに止まらず、司法制度全体に対して実質的好影響を与えていく可能性はあろう。

## 5 おわりに

日韓の市民の刑事裁判参加に関する制度は、その目的に関して、一部共通する部分はあるものの、国民参与裁判制度は、裁判員制度と異なり、司法に対する国民の不信感から出発している<sup>10)</sup>。

10) 関永盛(鄭智恵訳)「国民参与裁判制度の概要と成立の経緯」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参

その点を主な理由として、両制度は重要な相違点を導き出している。加えて、前述のとおり、現時点では、両制度が今後向かう方向性も、明確に異なってきたと評価できる。すなわち、まず、我が国の裁判員制度は、対象事件につき基本的に全件実施であり、裁判員、裁判官がともに評議を行って判決の内容を決めるものである。このような制度の根幹部分については、我が国社会に既に定着したとあって差し支えない。これに対し、韓国の国民参与裁判制度は、刑事裁判を含む従前の司法制度に対する否定的評価を出発点とし、被告人の選択・撤回、裁判所による排除決定により、国民参与裁判を実施するのに適切な事件を選別（対象事件数に比してかなり低い実施件数）した上で、司法の民主化を「象徴」するものとなっていくことが期待されている。このように出発点や今後の方向性において差異がある両制度であるが、両制度とも間もなく見直しを予定しているし、とりわけ選択型をとったことにより、裁判員裁判と比較して実施件数が少ない国民参与裁判制度は、5年間の試行期間の経過にかかわらず、今後も根幹部分を含め制度に改変が加えられていく可能性がある。今後も、国民参与裁判制度に引き続き関心を払っていく必要がある。

---

加】（国際書院、2011）31頁、安元河（鄭智恵訳）「刑事司法の中での国民参与裁判制度の機能」同書113頁、前掲（1）拙著5頁。